

石川県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組	分区	海岸 保全 区域	港 則法 適用	ビ ジ タ ー 受 入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	離 島 ・ 半 島	有 人 国 境 離 島	備 考
2410010	東浜	トウハマ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410020	黒崎	クロサキ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410030	上佐佐波	カミササナミ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410050	百海	トウミ	1	七尾市	七尾市	石川県					S28.3.5		半島		
2410060	江泊	エトマリ	1	七尾市	七尾市	石川県	2				S27.12.29	S43.3.30	半島		
2410070	鵜浦	ウノウラ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410080	三室	ミムロ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎	○		S27.12.29		半島		
2410090	野崎	ノザキ	1	七尾市	七尾市	石川県					S26.12.13	S46.10.6	半島		
2410100	祖母ヶ浦	ハガウラ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410110	向田	コウダ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410120	曲	マカリ	1	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410123	三ヶ浦	サンカウラ	1	七尾市	七尾市	石川県	3	◎			S50.11.15	H2.7.13	半島		
2410125	中島	ナカジマ	1	七尾市	七尾市	石川県	2	◎			S45.8.8	H3.11.13	半島		
2410130	新崎	ニウザキ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S39.1.22		半島		
2410140	岩車	イワクルマ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S39.1.22		半島		
2410150	鹿波	カシ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S29.7.12		半島		
2410160	曾良	ソラ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S29.7.12		半島		
2410170	甲	カブト	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S29.7.12		半島		
2410180	沖波	オキナミ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410190	前波	マエナミ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		○			S27.12.29		半島		
2410200	宇加川	ウカガワ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		○			S27.12.29		半島		
2410210	古君	フルキミ	1	鳳珠郡穴水町	穴水町	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410215	鵜川	ウカワ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S26.12.13	H17.3.1	半島		
2410220	七見	シチミ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S27.12.29	H17.3.1	半島		
2410230	矢波	ヤナミ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県					S27.12.29	H17.3.1	半島		
2410240	波並	ハナミ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		○			S26.12.13	H17.3.1	半島		
2410250	藤波	フジナミ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		○			S27.12.29	H17.3.1	半島		
2410260	羽根	ハネ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S30.10.21	H17.3.1	半島		
2410270	小浦	オウラ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県					S30.10.21	H17.3.1	半島		
2410290	白丸	シロマル	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S29.10.30	H17.3.1	半島		
2410300	比那	ヒナ	1	鳳珠郡能登町	能登町	石川県		◎			S31.7.6	H17.3.1	半島		
2410310	小泊	コトマリ	1	珠洲市	珠洲市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410320	寺家	シヤ	1	珠洲市	珠洲市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410330	長橋	ナガハシ	1	珠洲市	珠洲市	石川県	2	○			S31.7.6	S46.10.6	半島		
2410340	真浦	マウラ	1	珠洲市	珠洲市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410350	曾曾木	ソソギ	1	輪島市	輪島市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410360	光浦	ヒカリウラ	1	輪島市	輪島市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410370	鵜入	ウニウ	1	輪島市	輪島市	石川県	2				S26.7.28	H17.8.26	半島		
2410380	大沢	オオザワ	1	輪島市	輪島市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410390	皆月	ミナツキ	1	輪島市	輪島市	石川県		○			S27.12.29		半島		
2410400	深見	フカミ	1	輪島市	輪島市	石川県		○			S27.12.29		半島		
2410415	黒島	クロシマ	1	輪島市	輪島市	石川県		◎			S26.7.28		半島		
2410420	赤神	アカガミ	1	輪島市	輪島市	石川県					S27.12.29		半島		
2410430	劔地	ツルギジ	1	輪島市	輪島市	石川県		○			S27.12.29		半島		
2410443	赤崎	アカサキ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県		◎			S27.12.29	H17.9.1	半島		
2410450	領家	リョウケ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県		◎			S27.12.29	H17.9.1	半島		
2410460	七海	シツミ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県					S27.12.29	H17.9.1	半島		
2410470	赤住	アカズミ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県	2	◎			S27.12.29	H17.9.1	半島		
2410475	安部屋	アビヤ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県	2	◎			S27.12.29	H17.9.1	半島		
2410476	高浜	タカハマ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県					S26.7.28	H17.9.1	半島		
2410480	大島	オシマ	1	羽咋郡志賀町	志賀町	石川県					S27.12.29	H17.9.1	半島		
2410490	柴垣	シバガキ	1	羽咋市	羽咋市	石川県		◎			S27.12.29		半島		
2410500	羽咋	ハクイ	1	羽咋市	羽咋市	石川県		◎			S29.7.12		半島		
2410505	美川	ミカワ	1	白山市	白山市	石川県					S29.10.30				
2410510	安宅	アヂ	1	小松市	小松市	石川県		◎			S26.7.28				
2420010	庵	イオリ	2	七尾市	七尾市	石川県		◎			S27.12.29	H19.9.14	半島		

石川県

漁 港 番 号	漁 港 名	読 み	種別	所 在 地 (市 町 村 名)	漁 港 管 理 者	漁 業 協 同 組 合	分 区	海 岸 保 全 区 域	港 則 法 適 用	ビ ジ タ ー 受 入	指 定 日 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	離 島 ・ 半 島	有 人 国 境 離 島	備 考
2420015	下佐佐波	シモサザナミ	2	七尾市	七尾市	石 川 県		◎			S27.12.29		半島		
2420020	石崎	イシザキ	2	七尾市	石川県	石 川 県		◎	○		S26.7.28	H16.10.1	半島		
2420030	鰻目	エノメ	2	七尾市	七尾市	石 川 県	2	◎			S27.12.29	S42.12.30	半島		
2420045	高倉	タカクラ	2	鳳珠郡能登町	石川県	石 川 県		○			S41.3.31	S54.11.26	半島		
2420050	松波	マツナミ	2	鳳珠郡能登町	能登町	石 川 県		○			S26.7.28	H17.3.1	半島		
2420060	鵜飼	ウカイ	2	珠洲市	珠洲市	石 川 県		◎			S26.7.28		半島		
2420070	名舟	ナフネ	2	輪島市	輪島市	石 川 県					S27.12.29		半島		
2420075	鹿磯	カシ	2	輪島市	石川県	石 川 県		○			S26.7.28		半島		
2430010	蛸島	タコジマ	3	珠洲市	石川県	石 川 県		◎			S26.7.28	S63.8.24	半島		
2430020	橋立	ハシダテ	3	加賀市	石川県	石 川 県		◎			S26.12.13	S55.5.6			
2440010	狼煙	ノロシ	4	珠洲市	石川県	石 川 県	2	◎			S27.12.29	H3.11.13	半島		
2440020	舩倉島	フナクラジマ	4	輪島市	石川県	石 川 県					S26.7.28		離島	特定国境離島	
2440030	富来	トキ	4	羽咋郡志賀町	石川県	石 川 県		◎			S26.7.28	S38.2.14	半島		

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
6. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。